

令和元年度

財政援助団体等
監査結果報告書

特定非営利活動法人大牟田市体育協会
(大牟田市体育施設指定管理料)

大牟田市監査委員

大牟田市議会議長 境 公 司 殿
大牟田市長 中 尾 昌 弘 殿

大牟田市監査委員 中 原 修 作
同 松 尾 哲 也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出する。

1 監査の対象 特定非営利活動法人大牟田市体育協会

2 監査執行期間

令和元年5月1日（水）から同年5月31日（金）まで

3 監査の範囲

特定非営利活動法人大牟田市体育協会が交付を受けた平成29年度分の大牟田市体育施設指定管理料に係る出納その他の事務の執行

4 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

所管部局及び財政援助団体等から提出された関係書類を照合検査するとともに、関係職員からの説明を受け実施した。

(2) 監査の着眼点

ア 管理に係る協定等の締結は適正に行われているか。

イ 指定管理料の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

ウ 施設は、協定等に基づき適正に管理されているか。

エ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、帳簿等は適正に整備、保存されているか。

オ 所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはないか。

カ 指定管理者へのモニタリングは適正に行われているか。

キ 平成 26 年度定期監査の指摘事項に対する措置報告（指定管理業務に係るもの）に係る検討が適正に行われているか。

5 特定非営利活動法人大牟田市体育協会の概要

特定非営利活動法人大牟田市体育協会（以下「NPO 体育協会」という。）は、大牟田市民体育館等体育施設の管理運営に関する事業その他スポーツの普及に関する事業を行い、大牟田市のスポーツ振興に寄与することを目的として、平成 19 年 5 月に設立された法人である。

主な事業は指定管理者制度に係る施設の管理運営受託事業で、平成 19 年 7 月 1 日から、大牟田市体育施設条例及び大牟田市運動場条例に規定する施設のうち次表に掲げる体育施設について、指定管理者として管理・運営を行っている。現在までに 3 回の指定を受け、平成 29 年度時点の指定管理期間は、通算 10 年となっている。いずれの指定も公募によらない特命での指定である。

体育施設名	指定管理期間		
市民体育館	1 期目 H19.7.1～ H22.3.31 (2 年 9 月間)	2 期目 H22.4.1～ H27.3.31 (5 年間) ※弓道場は、 H24.3 まで。	3 期目 H27.4.1～ H32.3.31 (5 年間) ※弓道場は、 除く。
延命球場			
御大典記念グラウンド			
武道場			
弓道場			
笹林庭球コート			
第二市民体育館	—	—	—
第二グラウンド	—	—	—

なお、上表に掲げる体育施設のほか、延命プールについても指定管理者として管理・運営を行うとともに、緑地運動公園等及び宅峰中学校弓道場の管理業務を受託している。

6 財政援助等の内容

(1) 指定管理料の名称【所管課】

大牟田市体育施設指定管理料【スポーツ推進室】

大牟田市体育施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び大牟田市体育施設の指定管理料に関する協定書（以下「年度協定書」という。）に基づき交付される指定管理料である。

(2) 指定管理料の額

大牟田市民体育館、大牟田市延命球場、大牟田市御大典記念グラウンド、大牟田市武道場、大牟田市笹林庭球コート、大牟田市第二市民

体育館及び大牟田市第二グラウンド（以下「体育施設」という。）の管理業務に要する費用として、毎年度予算の範囲内において定める額。

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年度分 266,145,000 円の債務負担行為を設定し、平成 29 年度は 53,229,000 円を支出している。

7 監査の結果

監査の結果、一部において個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 12 項）。

概要は、次のとおりである。

（１）指定管理に係る協定等の締結及び指定管理料について

基本協定書は、議会の議決後、債務負担行為の設定と同日に適正に締結されており、年度協定書は、平成 29 年 4 月 1 日に予算の範囲内で適正に締結されていた。

指定管理料の算定については、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の実績をもとに収入額及び支出額を積算し、支出から収入を引いた額で算出されており、交付に当たっては、年度協定書に規定された指定管理料年額を 4 回に分け、前金払により適正に交付されていた。

（２）協定書等に基づく管理について

管理業務の内容は、基本協定書第 4 条に規定されており、その細目は大牟田市体育施設管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定められている。

仕様書では、必須事業として市民スポーツ大会、市民スポーツ教室等の 9 事業、提案事業として健美操教室等の 3 事業を実施するほか、スポーツ活動に関する支援等や情報の収集及び提供を行うこととされているが、月例報告書及び事業報告書等を審査した結果、必須事業 5 事業及び提案事業 1 事業について実施報告がされておらず、適正に実施されていることの確認ができなかった。

また、仕様書では、体育施設の貸館業務のほか、管理施設・設備の保守点検等の施設管理を行うこととされている。貸館業務についてはおおむね適正に実施されていたが、施設管理については、第二市民体育館及び第二グラウンドの施設管理実施状況について月例報告書及び事業報告書の双方で報告されていなかったほか、防災設備の法定点検結果について月例報告書で報告されておらず、適正に実施されていることの確認ができなかった。

さらに、基本協定書では、「この協定に規定する請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない」と規定されているが、管理業務の第三者への委託、事業計画書及び利用料金等の設定について、書面による承認が行われていなかった。

(3) 収支会計経理について

① 会計処理について

NPO 体育協会の会計処理は、定款のほか、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うこととされているが、同条に規定する「会計簿」、「会計処理の基準及び手続き」の存在が確認できなかった。

また、基本協定書第 32 条では、「管理業務について、指定管理者の他の業務と区分して経理しなければならない」とされ、「管理業務に関し固有の銀行口座を開設」するものと規定されているが、体育施設の指定管理業務と他の委託業務等の経理が混在しており、体育施設の指定管理業務のみを区分した経理とはなっておらず、固有の銀行口座も開設されていなかった。

さらに、会計伝票に請求書や領収書等の支出証拠書類が添付されていないものが散見されたほか、事業目的に適合した支出であるか疑義を生じるものが見受けられた。

② 収支報告書（決算書）について

指定管理者から提出された収支報告書によれば、NPO 体育協会の主な収入は、市からの指定管理料や体育施設の利用料金収入等、合計 66,237,307 円であり、主な支出は、職員の人件費、清掃業務等の委託料及び施設の光熱水費等、合計 66,286,848 円で、収入から支出を引いた収支差額は、マイナス 49,541 円と報告されている。

収支報告書の金額について、会計伝票、出入金一覧表及び通帳と照合した結果、収入においては前年度繰越金が計上されていなかったほか、支出においては計上漏れや計上金額誤り、指定管理業務ではない緑地運動公園等に係る支出が計上されているなど、収支報告書の決算額に誤りがあった。

また、収支報告書、会計伝票、出入金一覧表及び通帳の金額がすべて合致せず、正確な決算額を確認することができなかった。

(4) モニタリングについて

モニタリングの基本的な考え方及び標準的な実施方法については、「大

牟田市指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」（平成29年度時点）に定められている。

モニタリングの実施状況について、月例報告書、事業報告書、指定管理者管理運営評価シート等を審査するとともに、職員への聞き取りを行った結果、月例報告書において、利用者アンケートの集計結果及び自己評価が報告されておらず、指定管理者の自己評価が実施されていることの確認がされていなかった。

また、指定管理者に財務諸表等の提出を求めておらず、指定管理者の経営状況の把握が行われていなかった。

（５）次期指定管理者の選定について

体育施設の指定管理者選定に当たっては、実績やノウハウ、利用者との関係等から、3回13年にわたり公募によらず同一団体を特命で指定しているため、平成26年度定期監査において、次回の選定においては公募とされるよう指摘していたところである。

所管課への聞き取り等を行ったところ、次回選定に当たっては、特命ではなく公募によることと決定されていた。

（６）個別指摘事項

市民協働部

①適正なモニタリングの実施について （スポーツ推進室）

今回の監査においては、所管課に提出された収支報告書（決算書）の金額に誤りが見られたほか、支出執行の根拠規定が存在せず、帳簿や支出証拠書類の不備があるなど、指定管理者において適正な会計処理がなされていなかった。

また、必須事業等の実施状況や設備の法定点検の結果が報告されておらず、利用者アンケートも実施されていないなど、基本協定書等に沿った適正な管理が実施されていなかった。

にもかかわらず、所管課が行ったモニタリング結果に添付された「指定管理者管理運営評価シート」では、上記に関連する項目はすべて「仕様書・協定書等の内容に対し適切であると判断できる」と評価されており、所管課における確認が不十分であるといわざるを得ない。

所管課にあっては、今回の監査の結果を踏まえ、基本協定書等に定めた管理業務が適正かつ確実に実施されているかについて、報告書や現地確認等により定期的に確認するとともに、特に会計処理については、報告された決算額に誤りはないかを確実に確認し、適切な助言・指導を早急に行われたい。